

令和6年度入所手続きについて

4月入所

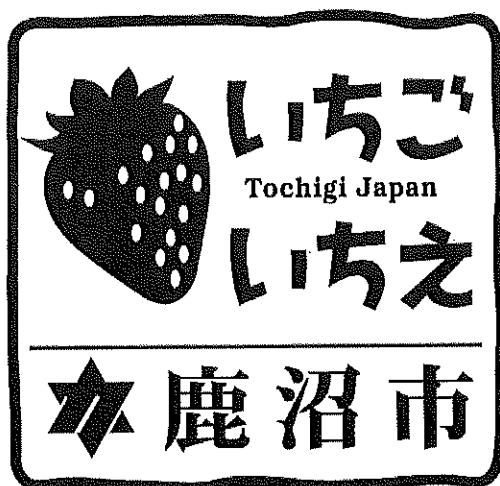
保育園

小規模保育事業施設

事業所内保育事業施設

認定こども園（保育認定）

※保育園等の利用は保護者が「保育の必要な事由」に該当することが要件となります※



鹿沼市 こども未来部

保育課 保育認定係

市役所行政棟 2階⑤番窓口

TEL 0289-63-2174

目次

【1】教育・保育施設等について	
(1) 施設の種類	1
(2) 教育・保育施設を利用する児童の認定区分	2
【2】保育施設（保育園等）の入所手続きについて	
(1) 申込みから入所までの流れ	3
(2) 提出書類と保育を必要とする事由	4
(3) 申請書等の提出及び面接	6
(4) 支給認定証（通知）の交付	7
(5) 利用調整結果の通知（内定通知）	7
(6) 入所保留について	8
【3】入所後の手続きについて	
(1) 利用者負担額（保育料）について	8
(2) ならし保育について	10
(3) 入所後の認定変更及び退所について	10
(4) 育児休業を取得する場合	11
(5) 異動（転園）について	11
(6) 広域入所について	11
【4】その他	
(1) よくある質問	12
(2) 保育施設利用申込確認表	13
(3) 申請書等記入例	15
(3) 施設利用調整基準表	18
(4) 鹿沼市認可保育施設一覧表	19

【1】 教育・保育施設等について

(1) 施設の種類

■ 保育園（保育所）

- 児童福祉施設として、小学校就学前までに必要な養護と教育を提供しています。
- 保護者の就労などの理由で、保育が必要な児童が入所できます。（保育認定）
- 保育認定ができなくなった場合は退所となります。

■ 幼稚園

- 満3歳から小学校就学前までの児童が、集団生活を通して学校教育を受けるところです。
- 園により就園時間が異なります。就労している保護者にも対応できるように預かり保育を実施している園もあります。

■ 認定こども園

- 幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設で、学校教育と保育を一緒に受けることができます。
- 保育枠を利用する場合は、保育園と同様に保育認定が必要になります。

■ 小規模保育事業施設

- 定員が19名以下の保育施設です。家庭的で手厚い保育を行っています。
- 入所できるのは0歳児クラスから2歳児クラスまでです。3歳児（年少）からは他の施設（幼稚園や保育園）に入ることになります。

■ 事業所内保育事業施設

- 会社や病院などの事業所内の保育施設で、保育園の配置基準に基づき、従業員の児童と一般の児童と一緒に保育します。
- 入所児童は従業員枠（従業員の児童）と地域枠（一般の児童）があります。
- 従業員枠での入所の場合は、事業所によって入所の条件が異なります。勤務先に確認してください。

(2) 教育・保育施設を利用する児童の認定区分

保育園や認定こども園の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定の申請は入所申請を兼ねています。

① 認定区分の種類

	認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設	認定時間
教育認定	1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の児童（2号認定を除く）	認定こども園 新制度幼稚園	教育標準時間
保育認定	2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする児童	保育園 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
	3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする児童	保育園 小規模保育事業施設 認定こども園	保育標準時間 保育短時間

② 保育の必要量

保育認定は、保育の必要量によって更に「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。利用できる時間が異なり、利用者負担額（保育料）も違います。

「保育標準時間」と「保育短時間」が利用できる時間帯は、各保育施設で異なります。

それぞれの利用できる時間や時間帯を超えて、保育施設を利用された場合には、延長保育となり延長保育料がかかります。詳しくは保育施設に直接ご確認ください。

保育の必要量の区分	就労状況等	利用可能時間
保育標準時間	120 時間以上/月 (30 時間程度/週)	最長 11 時間/日
保育短時間	64 時間以上/月	最長 8 時間/日

【2】保育施設（保育園等）の入所手続きについて

（1）申込みから入所までの流れ

① 申請書等の配布

第1希望の保育施設（保育園等）で入所に必要な申請書等を受け取ります。



② 申請書等の提出及び面接

【保育園が第1希望の方】

郵送で申請書等の必要書類を提出します。事情により郵送が困難な場合は保育課（市役所2階5番窓口）へ提出をしてください。この時点では面接は行いません。

【認定こども園（保育認定）・小規模保育施設・事業所内保育事業施設が第1希望の方】

第1希望の保育施設に、申請書等の必要書類を提出し、面接を行います。

○面接は児童の心身の状況や、集団保育が可能かどうかの確認をするために行います。



③ 支給認定証の交付（※入所内定の通知ではありません。）（7ページ）

提出された申請書等に基づき保育認定し、支給認定証を交付します。（認定と保育必要量の区分は2ページ参照）

○支給認定証と利用調整結果通知書または入所保留の通知が一緒に届く場合があります。



④ 利用調整結果の通知（7ページ）

利用調整とは、保護者の希望や保育施設の状況などを考慮し、優先順位の高い方から入所施設を決めることです。決まった方から郵送でお知らせします。

○利用結果通知書が届きましたら、保育施設へ連絡の上、面接を実施してください。ただし、第1希望の認定こども園・小規模保育園で内定になり、申請書等の提出時に面接を終えている方は不要です。

○保育施設の入所説明会については、施設に直接ご確認ください。

※入所する施設が決まらなかった場合は、**入所保留の通知**が送られます。

詳しくは8ページを参照してください。

(2) 提出書類と保育を必要とする事由

① 提出書類

必要事項が記入された下記の書類を、6 ページに記載された方法でご提出ください。※児童や世帯の状況により追加で提出をお願いする場合があります。

1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 (記入例 15 ページ)
2	家庭状況調査票 (記入例 17 ページ)
3	年齢別生活状況 ・発育状況の不安や、既往歴、アレルギー、医療的ケアの必要性があれば必ず記載してください。事後申告の場合は、入所が取消になる場合があります。 ・申請時に未出生の場合は、出生後、入所希望月の2か月前までに提出してください。
4	保育の必要性を証明する書類 (就労証明書等) ・5 ページを参照の上、該当する書類を提出してください。 ・65 歳未満 (昭和 35 年 4 月 2 日以降生まれ) の同居の祖父母 (同住所で世帯分離している場合も含む) がいて、その祖父母が就労や疾病等により児童を保育できない場合も、書類を提出してください。
5	保育施設の入所に関する同意書 ・必ず確認事項を読み、ご理解いただいた上で署名してください。

以下の書類は、該当する場合のみ提出が必要です。

6	児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し ・ひとり親家庭の場合は提出してください。上記証書を交付されていない方は書類提出の際にお申出ください。
7	第3子以降保育料等免除申請書 ・保護者が現に育てている 18 歳未満の児童 (平成 18 年 4 月 2 日以降に生まれた児童が対象) のうち、申請する児童が第3子以降である場合。 ※ただし、次のいずれかに該当する者は、対象に含めることができます。 ①保護者が扶養している学生で 22 歳に達する年度までの者 (転出者含む) ※学生証の写しの添付が必要です。入学見込みの場合は、入学後速やかに提出してください。 ②保護者が養育している障害者で 20 歳到達年度までの者 (同居に限る) ※障害者手帳の写しの添付が必要です。
8	障害者手帳、療育手帳などの写し ・保護者、または養育する児童が交付されている場合は提出してください。
9	在籍・利用証明書 ・申請する児童の兄姉が次の施設に在籍、支援・保育を受けている場合、それを証明する証明書を提出してください (特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業施設、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設)

10	生活保護受給証明書 ・生活保護を受給されている世帯の場合は提出してください。
----	--

② 保育を必要とする事由と保育の必要性を証明する書類

保育を必要とする事由		提出書類
就労※1	月64時間以上の就労を常態として いる場合	就労証明書
母親の出産	出産予定月とその前後2か月（最長 5か月）の申込みが可能	母子手帳の写し（表紙と出産予定日のページ）
保護者の疾病等	病気、障害などで保育が困難な場合	1.医師の診断書（ <u>児童の保育が困難な旨の記載があるもの</u> ） 2.障害者手帳・療育手帳等の写し（氏名・障害の区分がわかるページ） ※1,2 いずれかをご提出ください
親族の介護・看護	親族で病人や障害のある人の介護・ 看護をしている場合	1.医師の診断書（ <u>常時看護が必要な旨の記載があるもの</u> ） 2.障害者手帳・療育手帳等の写し（氏名・障害の区分がわかるページ） 3.介護保険被保険者証の写し（氏名・要介護度等がわかるページ） 4.介護・看護の申立書 ※1,2,3 いずれかと4をご提出ください
災害復旧	火災や自然災害があり、家屋等の復 旧にあたっている場合	罹災証明書等
就学	月64時間以上、学校や職業訓練校 に通っている場合、その期間申込み が可能	1.在学証明書等 2.授業内容・時間がわかるもの ※1,2 両方をご提出ください
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	保育課までご相談ください
求職活動※2	求職活動を行っている場合	求職活動申立書
その他特別な事情がある場合		保育課までご相談ください

※1 土曜日や休日の保育の必要性についても就労証明書で確認を行います。

※2 求職活動理由の場合は、保育認定が効力を生じた日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までになります。

○育児休業明けの入所の場合、4月入所できるのは、令和6年5月1日までに復職する方です（育児休業が令和6年4月30日まで）。令和6年5月2日以降に復職する場合は、5月以降の入所になります。

(3) 申請書等の提出及び面接

【第1希望が公立保育園・民間保育園の方】

○申請書等の受付について

申請書等の提出は郵送で受け付けます。事情により郵送が困難な場合は、保育課（市役所2階5番窓口）へ提出してください。

郵送受付期間：令和5年9月1日（金）～令和5年10月13日（金）（必着）

保育課受付期間：令和5年10月16日（月）～令和5年10月20日（金）

○面接について

利用調整結果通知書が届きましたら、期日までに保育施設へ連絡の上、面接を実施してください。

【第1希望が小規模保育事業施設、事業所内保育事業施設の方】

下記の日程で申請書等の受付と面接を行います。事前に第1希望の保育施設に連絡し、保育施設と日程調整の上、期間内に申請書の提出及び面接を実施してください。

令和5年9月20日（水）～令和5年10月20日（金）

【第1希望が認定こども園（保育枠）の方】

下記の日程の範囲で申請書等の受付と面接を実施します。詳しい日程は園に確認してください。

令和5年9月7日（木）～令和5年10月20日（金）

○面接の際は、予防接種や健診の受診状況等の確認も行うため、母子手帳を持参してください。

○児童の発育状態に心配な点がありましたら、面接の際にご相談ください。集団保育にあたって特別な支援や配慮が必要と認められる場合は、後日改めて連絡します。

※いずれの施設を希望する場合も令和5年10月20日（金）までに入所関係書類を提出できない場合は、2次受付となります。

2次受付申込期間：令和5年10月23日（月）～令和5年11月30日（木）

○利用調整は1次受付の方を優先して行います。

○2次受付申込期間を過ぎると令和6年4月入所の申請はできません。

○いかなる理由があっても**締切厳守**となります。できる限り余裕をもってご提出ください。

(4) 支給認定証（通知）の交付

提出された申請書や就労証明書等を基に、支給認定証を交付します。

○支給認定証（通知）は、保育の必要性を認定したもので、**保育施設の入所を決めるものではありません。**

○支給認定証（通知）は、利用調整に必要なものです。保育施設から提示を求められる場合がありますので、入所後も大切に保管してください。

○4月入所の場合、申請が集中し審査に時間を要することから、支給認定証（通知）の交付は利用調整結果通知書または入所保留の通知と併せてお知らせする場合があります。

(5) 利用調整結果の通知（内定通知）

利用の調整は保育実施の優先度の高い方から行い、順次郵送で結果をお知らせします。

4月入所については、令和5年11月中旬から令和6年2月中旬までにお知らせします。

○結果について、電話等での回答は行っておりません。

○利用調整結果通知書と併せて面接案内通知をお送りします。通知が届きましたら、期日までに保育施設へ連絡の上、面接を実施してください。ただし、第1希望の認定こども園・小規模保育園で内定になり、申請書等の提出時に面接を終えている方は不要です。

○利用調整結果の通知は、入所を決定したものではありません。面接の結果、保育施設での受け入れが可能と判断されたら、入所決定となります。

○入所前までのお手続きや入所説明会の日程等は、施設に直接ご確認ください。

(6) 入所保留について

申請の結果、定員超過などの理由により希望する保育施設への入所が保留になる場合があります。入所保留者へは入所保留通知を送付します。通知には各保育施設の空き状況がわかる『認可保育施設受入れ状況一覧』を同封しておりますので、希望施設の追加や変更の場合は保育課までご連絡ください。

○保留の有効期間は令和7年3月31日までです。入所保留通知後は、**保留の有効期間内に利用調整がついた場合のみ**、入所月の前月上旬までに通知します。

○育児休業を延長する場合、勤務先から保育園等入所不承諾通知書の提示を求められる場合があります。希望者には交付しますので、入所保留通知が届きましたらお申し出ください。

○職場で育児休業の延長が決定し、入所希望月が変更になる場合は速やかに保育課までご連絡ください。

○各保育施設の空き状況は、施設の状況等により常に変動します。『認可保育施設受入れ状況一覧』は入所を確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

【3】入所後の手続きについて

(1) 利用者負担額（保育料）について

①利用者負担額の決定

保護者（父母）の市町村民税の額に応じて決定します。ただし父母が非課税で、同居の祖父母の収入で生計が成り立っている場合は、祖父または祖母の市町村民税の額を含めて算定します。

②利用者負担額の納入

保育施設の種別により、納入先や納入方法等が異なります。

種別	納入先	納入方法等
保育園（公立・民間）	鹿沼市	口座振替（毎月月末） ※月末が休日の場合は翌営業
小規模保育事業施設、 事業所内保育事業施設、 認定こども園	保育施設	施設により異なります。 詳しくは施設にお問い合わせください。

【参考】 令和5年度 鹿沼市 利用者負担額（保育料）表 （月額）

階層区分	定義	利用者負担額（月額：円）				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
		3歳以上児		3歳未満児 ※年度途中で満3歳になった者も含む		
1	生活保護世帯等			0	0	
2	市町村民税非課税世帯			0	0	
3	市町村民税所得割非課税世帯			8,000	7,800	
4	市町村民税所得割課税世帯	39,600 円未満		8,000	7,800	
5		39,600 円以上	48,600 円未満	11,000	10,800	
6		48,600 円以上	61,800 円未満	14,000	13,700	
7		61,800 円以上	77,200 円未満	20,000	19,600	
8		77,200 円以上	97,000 円未満	23,000	22,600	
9		97,000 円以上	112,000 円未満	27,000	26,500	
10		112,000 円以上	133,700 円未満	30,000	29,400	
11		133,700 円以上	169,000 円未満	35,000	34,400	
12		169,000 円以上	211,300 円未満	38,000	37,300	
13		211,300 円以上	301,000 円未満	40,000	39,300	
14	301,000 円以上	397,000 円未満	45,000	44,200		
15	397,000 円以上		49,000	48,100		

<表の見方と用語説明>

- 児童年齢は、4月1日現在で算定します。満3歳に達し2号認定に切り替わった場合でも、年度内は3号認定の額となります。
- 市町村民税所得割課税額は、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除等）を適用しない父母（父母の収入額によっては祖父母等を含む）の合計額となります。

<3号認定の保育料の減額・免除について>

I 次の施設に入所（入園）、または保育・支援を受ける就学前の兄弟から数えて、2番目は半額となり、3番目が無料となります。ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満に該当する場合は、「次の施設に入所（入園）、または保育・支援を受ける就学前」の条件が撤廃され、第1子の年齢にかかわらず兄弟を数えます。

ア、幼稚園 イ、特別支援学校幼稚部 ウ、保育所 エ、児童心理治療施設 オ、認定こども園 カ、企業主導型保育事業施設
キ、特例保育、家庭的保育事業等による保育 ク、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

II 18歳未満の児童を3人以上養育している場合、第3子以降の児童は申請に基づき無料となります。【第3子以降保育料免除事業】
III ひとり親世帯等（*）に該当する世帯は次の金額となります。

① 3～7階層の第1子は、3,000円になります。

② 3～7階層の第2子以降は無料となります。この場合、第1子の年齢にかかわらず兄弟を数えます。

（*）A 母子および父子世帯

B 在宅障がい児（者）のいる世帯のうち次に掲げる児童（者）を有する場合

- | | |
|------------------------|----------------|
| ア、身体障がい者手帳の交付を受けた者 | イ、療育手帳の交付を受けた者 |
| ウ、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者 | エ、特別児童扶養手当の対象児 |
| オ、国民年金の障がい基礎年金等の受給者 | |

C 生活保護法に定める要保護世帯等特に困窮していると市長が認めた世帯

<備考>

- 4月から8月までの保育料は、前年度の市町村民税、9月から3月までの保育料は、当年度の市町村民税により算定いたします。このため、父母の収入若しくは世帯の収入により、9月から保育料が変わる場合があります。●原則、父母の課税額で算定します。ただし、祖父母の収入で生計が成り立っているなどの場合は、その方の課税額を含めて算定されることがあります。●この保育料とは別に、実費徴収等がある場合もあります。

(2) ならし保育について

児童にとって生活環境の急変は大きな負担です。無理なく保育施設での生活に慣れるため、徐々に時間を長くしていく「ならし保育」を年齢や児童の状況に応じて1～2週間行います。入所月より前に行う場合には、別途利用料（一時保育扱い）がかかります。詳しくは各保育施設に直接ご確認ください。

(3) 入所後の認定変更及び退所について

① 変更について

次の事項に変更があった場合は、通っている保育施設、または保育課にご連絡ください。

- ・住所（転居・転出）
- ・世帯員（保護者の婚姻・離婚・死亡、親族の同居・別居・出生・死亡等）
- ・市民税額（還付申告、修正申告、更正等）
- ・保育を必要とする事由（5ページに記載された事由、もしくは育児休業取得・復職）

○認定変更は、**各月20日（土日祝日の場合は前開庁日）までに提出されたものについて翌月から適用**します。

（例：4月20日に提出→5月1日から変更。4月21日に提出→6月1日から変更）

○退職や就学期間満了等で、保育を必要とする事由のいずれにも該当しなくなった場合、当月末で退所となります。

② 退所について

退所するときは、予め通っている保育施設へご連絡の上、退所届を必ず提出してください。当該月末で退所となります。提出がない場合は入所扱いとなり、利用者負担（保育料）が発生します。

○次の場合は退所となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・事実と異なる申請や申告を行ったとき
- ・集団保育が困難であると認められるとき
- ・疾病・その他の事由により、他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき
- ・鹿沼市から転出したとき ※転出後も現在の保育施設に継続して通いたい場合は、転出先の市区町村を經由して鹿沼市へ申請が必要です。必ず事前に保育課までご連絡ください。

(4) 育児休業を取得する場合

保護者の出産に伴い、育児休業を取得した場合は**1年以内（生まれた児童が1歳の誕生日を迎えるまで）に復職することを条件**に、在園している児童は特例で保育施設へ入所を継続することができます。希望する場合は、入所中の保育施設へお申し出ください。

○育児休業を1年以上取得する場合は、取得が決定した時点で退所になります。

○出産に伴い退職した場合は、上記特例の対象外となります。

(5) 異動（転園）について

保育施設へ入所後、他の保育施設へ異動（転園）を希望する場合は、在園中の保育施設に『保育園異動申込書』を提出してください。なお、鹿沼市では待機児童対策に伴い、新規での入所を最優先に利用調整を行っているため、希望した施設に保留者や待機児童がいる場合は異動できません。

○異動は保護者の就労先の変更や転居など、客観的に妥当だと認められ、異動先の園で空きがある場合のみ異動できます。

○異動の結果通知は初回のみ送付します。その後は異動が決定した場合のみ通知し、異動申請は申請当該年度末まで有効です。

(6) 広域入所について

鹿沼市から転出した後も、引き続き鹿沼市内の保育施設へ通いたい場合は、転出先の市区町村を経由して鹿沼市へ入所継続の申請（広域入所）をする必要があります。ただし、鹿沼市内の待機児童の状況や、事前にお申し出のない転出の場合は入所継続ができない場合があります。

【4】 その他

(1) よくある質問 (Q & A)

Q：保育園の施設見学は必要ですか。

A：保育施設ごとに独自の保育方針や設備があります。入所後のトラブルや心配事を防ぐためにも、可能な限り見学をしてください。見学をする際は、事前に直接施設へご連絡してください。

Q：どのように入所（保育施設）が決まるのですか

A：提出された申請書や就労証明書を参考に『施設利用調整基準表』に基づいて保育の優先度を点数化し、点数が高い方から順に入所施設を決定していきます。希望者が多い保育施設は点数が高くても入れない、希望者の少ない保育施設は低くても入れる場合があります。

Q：どうしても入りたい保育園があるのですが。

A：兄弟が在園する保育施設への入所を第1希望とする場合などは調整時に加点されますが、それでも希望する保育施設に入れない場合もありますのでご了承ください。また、園や第三者からの推薦や働きかけなどがあっても、公平性を保つために一切考慮しません。

Q：保育園等の入所保留通知が来ました。どうしたらよいですか。

A：現在希望している保育施設が空くまで待つ場合は、改めて申請する必要はありません（翌年度の申請は必要です）。利用調整がついた場合のみ通知でお知らせします。希望園の追加や変更、申請の取り下げ、幼稚園に入園などの場合は、保育課までご連絡ください。

Q：第1希望の保育園ではなく、第5希望の保育園で利用調整がされました。入所した後に異動（転園）することはできますか。

A：異動を前提とする入所はお断りしています。異動は保護者の就労先の変更や転居など、客観的に妥当だと認められ、異動先の保育施設で空きがある場合のみ異動できます。ただし、3歳になって幼稚園等の教育施設に入所する場合はこの限りではありません。

Q：利用調整された保育園を辞退して、第1希望の保育園が、空くまで待つことはできますか。

A：自己都合での辞退は、その後の利用調整で点数（優先順位）が大きく下がります。特に入所直前の辞退は保育施設だけではなく、他の入所申請者にも影響がありますので、申請書には、本当に入所する意思がある保育施設のみ記入してください。希望園を変更する場合は、至急保育課までご連絡ください。

保育施設利用申込確認表

保育施設の入所申請及び利用する場合は、以下の内容をよくご確認いただいた上で申請をしてください。※申請内容や世帯の状況によって、内容が当てはまらない場合があります。

項目	確認事項
申請	提出された書類は返却できません。控えが必要な場合は、提出前に各自コピーをしてください。
	兄弟姉妹に保育料の滞納がある方は、申し込みまでに必ず納付してください。保育料に滞納があると、利用調整において不利になります。
	個人事業主（自営業）の方は就労証明書以外に、収支報告書や自営を証明する書類の提出を求める場合があります。
	提出された就労証明書の内容を確認するために、勤務先へ確認の電話や訪問をする場合があります。
	申込み後、申請内容（仕事、妊娠、世帯構成、入所月等）に変更があった場合は、速やかに市にお申し出ください。入所決定後に判明した場合、入所内定の取消しや退所になる場合があります。
	申込み後、入所の意思がなくなった場合は、速やかに申請の取下げをお申し出ください。一度申請を取り下げた場合、利用調整することはできません。再度入所を希望する場合は、改めて申請する必要があります。
	保育施設ごとに保育方針や雰囲気などが異なります。特に民間の保育施設を希望する場合は、可能な限り見学をしてください。
	入所後に他の施設へ転園することを前提とした申し込みはできません。入所後の転園は転居や勤務先の変更など、正当な理由がない限り認めません。
利用調整	利用調整は公平性を保つためにすべて市が行います。園や第三者等からの働きかけや推薦等は一切考慮しません。
	申込みの内容が事実と異なるときや、書類等提出期日までに必要書類等の提出がない場合は、申請や入所内定が取り消しになる場合があります。
	書類等の提出期日以降に就労証明書などを提出した場合や希望する保育施設を変更した場合は、原則次回の利用調整から反映されます。
	保育施設との面接の結果、児童の心身の状況等により、集団保育が難しいと判断された場合は、入所をお断りすることがあります。また、集団保育にあたって特別な配慮が必要と思われる場合は、事前に観察保育等を行うことがあります。
転園 (異動)	転居や勤務地の変更などの正当な理由がない場合は、転園を認めません。また正当な理由がある場合でも、希望する保育施設に空きがない場合は転園できません。

項目	確認事項
入所後	入所中は、保育認定の事由を継続的に満たしている必要があります。
	認定内容に変更があった場合は、各施設の指示に従い、認定変更申請の手続きを行ってください。提出期限は毎月20日ですが、土日祝日にあたる場合は直前の開庁日（平日）になります。変更内容が適用されるのは、提出期限の翌月からです。
	入所後、1か月以上継続して登園しない（できない）場合は退所となります。
	保育施設で児童をお預かりする時間は、保護者の就労時間や通勤時間を考慮した最低限の時間になります。買い物や家事の時間は含まれません。また、平日が勤務先の週休日となる場合は、登園をお断りする場合があります。ただし、児童の心身の状況や園行事等、配慮すべき事情がある場合はこの限りではありません。
	保育認定の事由が就労の場合、保育時間が短時間認定（就労時間が月120時間未満）であっても、出退勤時間や通勤時間を考慮し、特例で標準時間認定へ変更できる場合があります。希望者は申請時にお申し出ください。
	育児休業に入る場合、生まれてくる児童が1歳になるまでに復職することを条件として、継続で入所することができます。ただし、育児休業延長などの理由により復職日が1歳の誕生日以降になる場合は、その事実が判明した時点で退所となります。例えば、生後2か月の時点で育児休業を2年取ることになった場合、1歳の誕生日を待たずに即退所となります。
	求職活動での保育実施期間は、退職後（新規入所者については入所後）90日を経過する日が属する月の末日までの期間となります。それ以降に保育認定の事由がない場合は退所となります。
求職活動での就労証明の提出期限は、保育実施期間最終月の20日（土日祝日は除く）です。期限内に就労証明書（内定でも可）を提出してください。	
保育料	保育料は指定された期日までに必ずお支払いください。保育料の滞納がある場合、自宅や勤務先、祖父母等に電話や訪問をし、督促や徴収を行う場合があります。
	施設により月額保育料とは別に、制服代や保護者会費、冷暖房費など別途料金を徴収する場合があります。
	3歳児クラス以上の児童は、保育料部分は無償化になりますが、副食費（施設により主食も含む）は引き続き徴収します。金額や納付方法は施設によって異なります。
内定 辞退	入所内定後、第一希望ではないなどの理由で内定や入所を辞退した場合、その後の利用調整で優先順位（点数）が大幅に減点されます。希望する保育施設には、入所する意思がある保育施設のみを記入してください。
その他	小規模施設は2歳児クラスをもって卒園（退所）となります。卒園後に継続して他の認可保育施設への入所を希望する場合は、再度入所申請をする必要があります。
	リトルもろ（茂呂保育園分園）は、2歳児クラスをもって卒園（退所）となります。卒園後に継続して茂呂保育園本園や他の認可保育施設への入所を希望する場合は、再度入所申請をする必要があります。

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

令和5年10月10日

申請者(保護者) 氏名 鹿沼 太郎

鹿沼市長 宛

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定を申請します。なお、この申請による認定に必要な範囲で、市長が私及び私の世帯員の市民税の情報、個人番号及び世帯情報を調査すること並びにこれらの情報に基づき決定した利用者負担額及びこの申請書に記載した世帯情報等を特定教育・保育施設等に提供することに同意します。

申請に係る 小学校就学 前子ども	氏名	生年月日・年齢 (R6年4月1日現在)	性別	保護者から 見た続き柄
	(ふりがな)かぬま いちご 鹿沼 一悟	R5年 5月15日 (0歳)	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	子
申請者 (保護者) 住所・連絡先 電話番号	(現住所) 〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1			
	(令和5年1月1日現在の住所(※1)) 〒320-8540 宇都宮市旭町1-1-5 ギョウザハイツ808			
	電話番号① 080-1234-△△△△【父・ <input checked="" type="radio"/> 母・その他】 電話番号② 090-9876-△△△△【父・母・その他】			
保育の希望 の有無 (※2)	<input checked="" type="radio"/> 有	保育所等(※2)において保育の利用を希望する場合		
	<input type="radio"/> 無	幼稚園及び認定こども園(教育部分)の利用を希望する場合		

(※1) 市民税課税時(1月1日現在)の住所が現住所と異なる場合は、必ずご記入ください。

(※2)「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます。

1 保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は、記入してください。

保育の利用 を必要と する理由	続き柄	必要とする理由
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他(内容を記入:)
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他(内容を記入:)

2 申請児童の情報

障害者手帳の情報	<input checked="" type="radio"/> 無・有 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> その他()
現在入所中、もしくは 入所していた施設	<input checked="" type="radio"/> 無・有・再入所希望 (施設名:)

3 世帯の状況

ひとり親世帯	<input checked="" type="radio"/> 非該当 <input type="radio"/> 該当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給資格証書 <input type="checkbox"/> その他()
在宅障害児(者)の いる世帯	非該当・ <input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> その他()
生活保護受給	<input checked="" type="radio"/> 非該当 <input type="radio"/> 該当 (開始日: 年 月)

令和6年4月1日現在で学生の方は、学年がわかるように記入してください。(例:△幼稚園年長、○小3年、□中2年など)

区分	氏名	生年月日	年齢 (R6年 4月1日現在)	性別	児童から 見た続き柄	職業 学年等	別居の別	計算対象	収入控除	備考	
児童の世帯員 (児童本人を含む)	鹿沼 一悟	R5年5月15日	0	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	本人		<input checked="" type="radio"/> 同居 別居	<input type="checkbox"/> 対象			
	鹿沼 太郎	H5年12月25日	30	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	父	会社員	<input checked="" type="radio"/> 同居 別居	<input type="checkbox"/> 対象			
	鹿沼 花子	H6年2月14日	30	<input type="radio"/> 男・ <input checked="" type="radio"/> 女	母	会社員	<input checked="" type="radio"/> 同居 別居	<input type="checkbox"/> 対象			
	鹿沼 太郎	H25年5月5日	10	<input type="radio"/> 男・ <input checked="" type="radio"/> 女	姉	中央小3年	<input checked="" type="radio"/> 同居 別居	<input type="checkbox"/> 対象			
					<input type="radio"/> 男・ <input checked="" type="radio"/> 女	兄	にっこり保育園年長	<input checked="" type="radio"/> 同居 別居	<input type="checkbox"/> 対象		
					<input type="radio"/> 男・ <input checked="" type="radio"/> 女	祖父	自営業	<input checked="" type="radio"/> 同居 別居	<input type="checkbox"/> 対象		

世帯が別であっても記入が必要です。世帯員は住民基本台帳と照合するので、同居もしくは同住所の家族等を全員記入してください。

裏面へ続く

4 利用を希望する期間・希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	R6年 4月 1日から	<input checked="" type="checkbox"/> 就学まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで
利用を希望する曜日・時間（※5）	利用曜日	利用時間
	<input checked="" type="checkbox"/> 平日 <input checked="" type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 休日（日曜・祝日）	8時30分から 17時30分まで
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名	希望理由
	第1希望 にっこり保育園	兄が通っているため
利用を希望する施設（事業者）名	第2希望	<p>・以前に通っていた保育園の再入所を希望する場合は、希望理由欄に「通っていた」旨を記入してください。 ※一時保育や申請する児童以外が通っていた場合は対象外です。</p>
	※希望	
<p>・自己都合での辞退は、その後の利用調整で点数（優先順位）が大きくなります。特に入所直前の辞退は施設だけではなく、他の入所申請者にも影響がありますので、申請書には、就学（卒園）まで入所する意思がある施設のみ記入してください。希望園を変更する場合は、至急保育課までご連絡ください。 ・第5希望より多く希望したい場合は、欄外に希望順と施設名を記入してください。</p>		
施設（事業者）名	(施設・事業所番号：)	
担当者氏名	(担当者)	
連絡先	(連絡先)	
入所契約（内定）の有無	有（契約・内定（ 年 月 日契約（内定）） ・ 無	
備考		

※市記載欄

受付年月日 年 月 日

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) 年 月 日認定		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
支給（入所）の可否		支給（利用）期間
可・否 (否とする理由) (<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型)		自 年 月 日 至 年 月 日
入所施設（事業者）名		
<input type="checkbox"/> 認定こども園 (<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保 (<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 (<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)		

書類提出		データ入力						園児区分		園確認	面接案内	面接済確認
就労	その他	認定	利用調整	税・算定	副食費	実費徴収	確認	同時	第3子			
										/	/	/

※施設または市記載欄（個人番号に関する確認事項）

個人番号の記載	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
申請者の番号確認書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票	<input type="checkbox"/> 無
提出者の身元確認書類	<input type="checkbox"/> 有 ・顔写真付身分証明書（ <input type="checkbox"/> 個人番号カード、運転免許証、旅券、障害者手帳 等） ・2点確認の本人確認書類（ <input type="checkbox"/> 被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書等）	<input type="checkbox"/> 無
代理人による提出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 委任状	<input type="checkbox"/> 無

家 庭 状 況 調 査 票

児童氏名	鹿沼 一悟	生年月日	令和5年 5 月15 日生まれ
------	-------	------	-----------------

① 保護者の就労状況

就 労 状 況	父		母	
	雇用形態	<input checked="" type="radio"/> 正社(職)員 <input type="radio"/> パート・自営・派遣・求職中	雇用形態	<input checked="" type="radio"/> 正社(職)員 <input type="radio"/> パート・自営・派遣・求職中
	就労先名	(有) カヌマ木工所	就労先名	株式会社ベリー商事
	就労先住所	鹿沼市文化橋町1982-18	就労先住所	鹿沼市板荷3051-1
	就労時間	8時00分 ~ 17時00分	就労時間	8時30分 ~ 15時30分
	就労日数	1か月平均 20日	就労日数	1か月平均 21日
	就労開始日	H29年 4 月1 日 ~	就労開始日	H30年 8 月1 日 ~

② 保護者の個別状況

個 別 状 況 (該当がある場合のみ記入)	妊娠中	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ		出産予定日	(年 月 日 予定) 申請児童を妊娠中・申請児童以外を妊娠中	
	育児休業	父・ <input checked="" type="radio"/> 母 (R6年 5月 1日 復職)				
	疾 病	父・母		病 名		
				状 態	入院・通院 等級等 ()	
	看護・介護	父・母		病 名		
		看護介護が必要な方の氏名・続柄 ()		状 態	看護・介護・入院付き添い	
	就学 職業訓練	学校名	父・母		期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	日 数	1か月平均 日		時 間	時 分 ~ 時 分	
ひとり親	死別・離別・行方不明・未婚・その他 ()					

③ 祖父母の状況

氏 名	父 方		母 方	
	祖 父	祖 母	祖 父	祖 母
	鹿沼 圭次郎	鹿沼 もみじ	今市 三郎	今市 桜子
年 齢 (R6年4月1日現在)	63 歳	歳	62 歳	歳
居住状況	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居・死亡・離別	同居・別居 <input checked="" type="radio"/> 死亡 <input type="radio"/> 離別	同居・別居・死亡・離別	同居・別居・死亡 <input checked="" type="radio"/> 離別
生年月日	昭和35年 6 月 3 日	年 月 日	昭和36年 9 月 3 日	年 月 日
住 所	鹿沼市今宮町1688番地1		日光市今市本町1番地	不明
就労状況等	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 介護(誰を 続柄:)	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 介護(誰を 続柄:)	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 介護(誰を 続柄:)	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 介護(誰を 続柄:)

④ 通園方法

送迎する人	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()	送迎方法	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩
送迎時間	平日 (登園) 8 時 15 分頃 (降園) 17 時 00 分頃		
(予定)	土曜日 (登園) 8 時 15 分頃 (降園) 12 時 00 分頃		

⑤ 児童の入所前の状況

(父・母) がみている (父方・母方) の祖父母がみている () 保育園入所中 その他 ()

⑥ きょうだい同時に申し込む場合の条件

同時期に同じ保育施設を希望 ※きょうだい同時に入所できるまで待つ
 その他 ()

兄弟同時にお申し込みされる場合は、必ず記入してください。

鹿沼市保育所等施設利用調整基準表

利用調整(入所選考)は、保護者や児童の状況などを本表に基づき指数化し、合計指数が高い児童から入所を決定していきます。

○基準指数

番号	種別	保護者(父母)の状況	指数		認定	
			父	母		
1	就労	月150時間以上の就労を常態	10	10	標準時間	
		月140時間以上の就労を常態	9	9		
		月120時間以上の就労を常態	8	8		
		月100時間以上の就労を常態	7	7	短時間	
		月80時間以上の就労を常態	6	6		
		月64時間以上の就労を常態	5	5		
2	出産	出産予定月の前後2か月を含む最長5か月		8	標準時間	
3	保護者の疾病	1か月以上の入院または入院見込み	10	10	標準時間	
		通院	1か月以上の常時臥床で保育が困難な場合	10		10
			1か月以上継続して保育が困難な場合	8	8	
4	保護者の障害	身体障害者手帳	1級もしくは2級	10	10	標準時間
			3級	7	7	
			4級から6級	5	5	
		精神障害者保健福祉手帳	1級もしくは2級	10	10	
			3級	8	8	
			療育手帳	A1・A2・B1	10	
		B2	8	8		
5	親族の介護 入院・看護	施設・病院等の付き添い(指数は就労に準ずる)				標準時間 短時間
		居宅介護	要介護5・4	10	10	
			要介護3	8	8	
		上記以外の程度	4	4		
6	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育できない	10	10	標準時間	
7	就学等	学校・職業訓練(指数は就労に準ずる)			標準時間 短時間	
8	父母不存在	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等	10	10	標準時間	
		父母が単身赴任等で市外居住	10	10		
9	求職	求職中	2	2	短時間	
10	特例	虐待やDVのおそれがあること	10	10	標準時間	
11	その他	市の認める事由()	10	10	標準時間	

・複数の要件に該当する場合、指数の高い方の要件を採用する。

・就労時間は、規則に基づく実労働時間とし、休憩、残業、通勤時間は除く。

○調整指数

番号	区分	状況	指数
1	ひとり親	ひとり親世帯	3
2	生活保護	生活保護世帯	1
3	保護者失業	保護者(父母両方)の失業により、就労の必要性が高い場合	1
4	児童の障害	児童または児童と生計を一つにしている児童が障害を有する場合	2
5	再入所	育児休業や家庭の都合により退所後、同じ保育施設を第1希望にする場合	3
6	産休・育休明け	産休・育休明けに入所を希望する場合	2
7	保育士	保護者が市内の認可保育施設に保育士として勤務している、または、勤務予定の場合	15
8	年長児	児童が次年度就学を控えている場合	3
9	連携施設入所	小規模保育事業施設など受け入れ年齢が2歳児クラスまでの認可保育施設の卒園を控えた児童が、連携する施設(保育受入機能を持つものに限る)に第1希望で入所希望する場合。	100
10	小規模等卒園児	小規模保育事業施設など受け入れ年齢が2歳児クラスまでの認可保育施設の卒園を控えた児童の場合(事業所内保育事業施設の従業員枠で入所している場合は除く)(第1希望で連携する施設に入所希望する場合は除く)	5
11	認定こども園入所中	認定こども園において教育利用を行っている児童が、同一施設における保育利用を希望する場合(基準指数の求職で加点されている場合は除く)	20
12	転入前入所中	転入による入所希望であって、転入前の市区町村の認可保育施設で保育中の場合	2
13	兄弟在園	第一希望で希望する保育施設に兄弟姉妹が入所している場合	18
14	兄弟同時申請	兄弟姉妹が同時期に入所希望の場合	3
15	第3子以降	第3子以降の児童(第3子以降保育料免除事業対象児童が対象)の入所を希望する場合	1
16	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	100
17	同居祖父母	同居祖父母が「不存在」または「65歳以上」または「就労等により保育できない」場合	3
18	別居祖父母	別居(市内在住)祖父母が「不存在」または「65歳以上」または「就労等により保育できない」場合	1
19	保育料滞納	未納の保育料が6か月分以上あり、かつ納付の相談がない、または未納保育料の納付約束を履行しない場合(卒園児、退園児も含む)	-10
20	入所辞退	入所内定後に辞退し、他の保育施設を希望した場合	-10

・調整指数において、同時に複数に該当する場合は、該当するものを全て加(減)算したものを世帯の調整指数とする。ただし、番号11に該当する場合は番号13の加算を行わない。

・必要書類が未提出の場合は利用調整の対象外とする

以上の方法で基準指数と調整指数の合計が同点となった場合は、次に記載する順に優先する。

番号	状況
1	小規模保育事業施設など受け入れ年齢が2歳児クラスまでの認可保育施設の卒園を控えた児童の場合(事業所内保育事業施設の従業員枠で入所している場合は除く)
2	希望する保育所の希望順位が高い場合
3	基準指数が高い場合
4	入所希望月が早い場合
5	調整指数間の優先順位(①ひとり親、③児童の障害、④産休・育休明け、⑤生活保護、⑥保護者失業、⑦兄弟同時申請)
6	申込事由間の優先順位(①虐待、②災害、③不存在、④疾病、障害、⑤就労、⑥介護、⑦就学、⑧出産、⑨求職)

鹿沼市認可保育施設一覧表

令和5年9月1日現在

※下記内容は予告なく変更される場合があります。詳しくは施設へ直接お問い合わせください。

名称		住所	電話番号	開所時間(延長時間含む)	土曜日開所時間	預かり月齢	
保育園 (公立)	こじか保育園	万町 919	62-3571	午前7:30～午後7:00	午前7:30～午後6:00	3か月	
	西保育園	坂田山 2-163	62-3570	午前7:30～午後7:00	12:30まで	3か月	
	南保育園	磯町 126-1	75-2041	午前7:30～午後6:30	12:30まで		
	にっこり保育園	武子 800-27	62-7665	午前7:30～午後7:00	12:30まで	こじか保育園で 一日保育は、 行っています。	
	なんま保育園	西沢町 434	77-2468	午前7:30～午後6:30	12:30まで		6か月
	栗野保育園	口栗野 754-3	85-2366	午前7:30～午後7:00	12:30まで		3か月
	板荷児童館	板荷 3046	64-8152	午前7:30～午後6:30	12:30まで	1歳	
保育園 (民間)	青い鳥幼児園	鳥居跡町 985-8	62-8730	午前7:00～午後6:30	午前7:00～午後6:00 (第2土曜は13:00まで)	2か月	
	津田保育園	白桑田 254-5	76-2616	午前7:00～午後7:00	午前7:00～午後5:30	2か月	
	茂呂保育園	茂呂 1884-3	64-1120	午前7:00～午後7:00	午前8:00～午後5:30 (第1土曜は14:00まで) 茂呂保育園と合同保育	2か月	
	リトルもろ	貝島町 658-1	77-7120	午前7:00～午後6:30		4か月	
	まなぶ保育園	下奈良部町 1-86	75-3743	午前7:00～午後7:00	午前8:00～午後5:00	2か月	
	日吉保育園	日吉町 590-1	65-1055	午前7:00～午後7:00	午前7:00～午後6:00	2か月	
	沖保育園	上殿町 515-5	65-1187	午前7:00～午後7:30	午前7:30～午後5:30	2か月	
	沖保育園分園	上殿町 721-4	65-0089	午前7:00～午後7:30	午前7:30～午後5:30	4歳	
	あづま保育園	千渡 750	62-1187	午前7:00～午後8:00	午前7:00～午後6:00	2か月	
	村井保育園	村井町 126-1	62-5225	午前7:00～午後7:00	午前7:00～午後6:00	2か月	
	さつきが丘保育園	西茂呂 4-9-22	65-4040	午前7:00～午後7:00	午前8:00～午後4:00	2か月	
	清洲保育園	深程 116-1	75-5811	午前7:00～午後7:00	午前7:00～午後6:00	2か月	
	大地の恵みのな-さりい	上石川 1528-1	76-2217	午前7:00～午後7:00	午前7:30～午後6:00	2か月	
	ふじおかメソッドひなた保育園	上日向 174-1	77-5102	午前7:00～午後7:00	午前7:00～午後6:00	2か月	
認定こども園	仁神堂幼稚園	仁神堂町 37-81	65-1704	午前7:30～午後7:00	午前7:30～午後4:00 (開所時間についてはご相談ください)	満3歳以上	
	いずみ幼稚園	泉町 2460	62-7059	午前7:30～午後7:30	午前7:30～午後6:00 (開所時間についてはご相談ください)	満3歳以上	
	鹿沼ひかり幼稚園	西鹿沼町 84	65-5353	午前7:30～午後7:00	午前7:30～午後6:30 (開所時間についてはご相談ください)	10か月	
	鹿沼みどり幼稚園	茂呂 546-5	77-5446	午前7:30～午後6:30	午前8:30～午後5:30 (開所時間についてはご相談ください)	9か月	
	認定おおぞらこども園	口栗野 1397-1	85-3800	午前7:00～午後7:00	午前7:30～午後6:30 (開所時間についてはご相談ください)	9か月	
	認定こども園 晃望台幼稚園	認定こども園晃望台幼稚園は、令和6年4月から開園予定です。詳細は晃望台幼稚園へお問い合わせください。 電話番号 65-3317				10か月	
小規模 事業 施設	ちびっこランド 鹿沼園	上野町 329	77-5171	午前7:30～午後7:00	午前7:30～午後7:00	2か月	
	グリーンチャイルド クラブ	西茂呂 3-7-18	63-6066	午前7:00～午後7:00	午前7:00～午後5:30	2か月	
	すみれ保育園	上野町 59-53	77-7722	午前8:00～午後6:00	午前9:00～午後5:00	2か月	
	太陽さんさん 保育園	銀座 1-1875	77-7191	午前7:30～午後7:00	午前7:30～午後7:00	2か月	
事業 所内 施設	にじのもり保育園	千渡 1585-1	64-2255	午前7:30～午後7:00	午前7:30～午後7:00	2か月	
	保育園すまいる くりえいと1	西茂呂 4-41-2	74-5405	午前7:30～午後6:30	午前7:30～午後6:30	2か月	